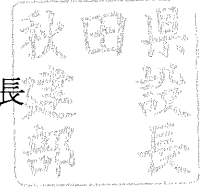


建 政 — 9 1 1

令和2年12月7日

各建設業関係団体の長 様

秋田県建設部長



県発注工事における下請負人の選定及び資材の調達に  
関する県内優先の更なる促進について（通知）

県発注工事においては、その適正かつ円滑な施工の確保と県内経済の健全な発展を図るため、下請負人の選定等に関する基準や下請負届の手續等に関する規程を定め、優良な下請負人の選定とその保護等に努めています。

また、県内経済の健全な発展のためには、より一層、地域経済に対する県発注工事を通じた波及効果の拡大を図っていく必要があります。

さらに、県発注工事の入札参加者に対しては、関係法令のほか「建設産業における生産システム合理化指導要綱」（平成4年2月20日監-1640）の遵守を求めるとともに、県発注工事の受注者に対する「建設工事下請負等実地調査」の実施や施工に係る監督・点検等を通じて、元請下請取引の適正化と県内業者や県産品の優先的な活用の促進を図ってきたところです。

については、今後資金需要の増大が予想される冬期を控え、下請代金の適正な支払等について特段の配慮が求められることから、関係法令を遵守するとともに、県発注工事における下請負人の選定や資材調達の相手方、調達する資材、運送等多方面にわたり、県内優先の更なる促進に努めるよう、貴会会員に周知して下さるようお願いいたします。

担当：秋田県建設部

建設政策課建設業班

TEL. 018-860-2425

